

各 位

会 社 名	スター為替証券株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 佐藤 不三夫
問 合 せ 先	取 締 役 野 中 功
	T E L 0 3 - 6 8 5 4 - 3 0 0 0

当社に対する関東財務局の業務改善命令について

当社は、平成 23 年 8 月 2 日に発生した取引所為替証拠金取引「くりっく 365」のシステム障害に関し、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当するとして、金融商品取引法第 51 条の規定に基づき、本日、関東財務局より下記のとおり業務改善命令を受けました。

当社は平素より、システムリスク管理体制の充実に努めてまいりましたが、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、指摘された内容について是正対応策を講じるとともに、さらに充実した内部管理体制の再構築に努め、再発防止に取り組んでまいります。

お客様をはじめ、関係各位の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 事実関係

○電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況

当社は、平成 23 年 8 月 2 日午前 2 時 40 分頃に東京金融取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所取引」という。）にかかる当社取引システムを停止させ、その後 8 月 3 日午後 2 時まで長時間にわたり、取引所取引の全顧客取引が行えない状態を生じさせ、うち一部顧客については、8 月 8 日まで取引が行えない状態を生じさせた。

当社が行った上記行為は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められる。

2. 業務改善命令の内容

- (1) 本件についての責任の所在を明確化すること。
- (2) 業務運営管理態勢（特に、システムリスクの管理態勢）の充実・強化に取り組むこと。
- (3) 障害を発生させた本取引システム全般について、設計段階からの検証を行うこと。併せて、第三者機関による専門的な検証も実施すること。
- (4) 委託先も含めた当社の緊急事態発生時に、迅速、適切な状況把握及び対応が行えるよう、必要な措置を講ずること。
- (5) 顧客に対し、本件処分について周知を図るとともに、顧客の意向に応じて迅速、適切な対応を行うこと。
- (6) 上記(1)から(5)について、その対応・実施状況を平成 23 年 10 月 28 日までに東京財務事務所へ書面で報告すること。また、(2)から(5)については、その実施状況を、当分の間 3 ヶ月ごとに東京財務事務所へ書面で報告すること。

以上